

議案第29号

つくばこどもの青い羽根基金条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

平成31年2月18日

つくば市長 五十嵐立青

つくばこどもの青い羽根基金条例

(基金の設置)

第1条 つくば市の子どもの未来支援のために寄附された寄附金（以下「つくばこどもの青い羽根寄附金」という。）を適正に管理し、市が行う子どもの未来支援のための事業の資金に充てるため、つくばこどもの青い羽根基金（以下「基金」という。）を設置する。

(基金への積立額)

第2条 つくばこどもの青い羽根寄附金の額のうち、基金として積み立てる額は、歳入歳出予算で定める。

(基金の管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(基金の運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れ

るものとする。

(基金の処分)

第5条 基金は、子どもの未来支援に要する経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。